

令和6年度 進路支援に係る年間計画

☆印:保護者の協力を伴う進路支援

茨城県立下妻特別支援学校 進路支援部

期 日	支 援 項 目	場 所	業 務 内 容 等	実施に当たっての留意点・確認事項
年間を通して	卒業生の支援	福祉事業所 就労先(一般事業所) 相談支援事業所 障害者就業・生活支援センター 等の関係機関	・卒業生の関係者から支援の依頼があった場合には、相談支援事業所や各移行支援先、障害者就業・生活支援センターに電話連絡をして、現状、課題等を確認する。必要に応じて、事業所や管理職・旧学年担任等と相談し対応したり、事業所に訪問したりする。	・Ⅰ期、Ⅱ期の進路体験実習の巡回指導等で、福祉事業所を訪問した際にも卒業生の現状を確認する。 ・福祉事業所の就労移行支援サービスを利用している卒業生で、一般事業所から雇用等の問い合わせがあった場合には、必要に応じて、卒業生の実態を考慮し、福祉事業所の就労移行支援事業所の担当者に情報をつなげる。
必要に応じて	☆職場見学(中、高) ☆就労体験実習 ☆進路体験実習(臨時) ☆ハローワークの求人登録 ☆就労者:就労支援員と契約	一般事業所、その他関係機関 一般事業所、夏期休業日等 福祉事業所 ハローワーク下妻、古河、筑西、常総 障害者就業・生活支援センター	・生徒の将来の進路想定に合わせて、必要性を検討し、計画をする。 ・一般事業所に伺う場合は、進路指導主事を連絡調整の窓口とする。 ・本人が就労を希望し、且つ学校側が卒業後の進路先に就労が妥当である生徒には、必要に応じて一般事業所で実習を行う。 ・進路先に決まっていた福祉事業所が急に閉鎖になる等、やむを得ない事情がある場合は、必要に応じて、臨時に福祉事業所で実習を行う。 ・就労を希望している生徒は、一般事業所での校外実習を行い、内々定を受けた生徒のみ、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センターに登録する。	・見学や体験及び臨時の実習を行うにあたっては、指導の効果を考慮し、中学部は「進路を考える週間」、高等部は「進路体験実習」と関連する。また、実施時期を考え、各学部、学年または学習グループごとに計画する。 ・就労体験実習を夏期休業中に実施する場合は、「茨城県県立学校管理規則第12条」の規定に基づき、6月末日までに県に報告し、実施する。 ・登録に必要な書類について事前に確認する。「指名求人票」が届いた後、採用試験の内容や雇用条件について先方と協議する。
5月13日(月)～ 6月7日(金)	☆第Ⅰ期進路体験実習の 校外実習事前相談 (高等部2、3年)	【校外実習受け入れ先】 ・福祉事業所 一般事業所	・本人及び保護者、学級担任が実習先に出向いて、受入れ担当者と実施する。 ・実施方法としては、個別の教育支援計画を活用し、実習生の実態と支援方法等を双方で確認する。また、活動内容や実習時間及び緊急連絡先等の詳細を確認する。	・一般事業所での校外実習を希望している生徒は、事前相談前に保護者、学級担任、進路指導主事と訪問し、見学、顔合わせを行う。 ・「実習事前相談票」を活用し、実施する。
6月17日(月)～ 6月28日(金) 土日祝日除く10日間	☆第Ⅰ期進路体験実習(高等部) ・スカイG・生活G・職業G ・教科G(就労コース)	【校外実習】 ・福祉事業所 一般事業所 【校内実習(実習班)】 ・就労班、就労移行班、福祉作業班 生活介護班	・進路想定先及び進路希望先での体験実習 ・実習最終日または後日、保護者同席で反省会を実施する。 ・事前学習(2時間×3)事後学習(2時間×3) ☆実習後「次の進路体験実習(校外実習)の実習先の希望調査票」を配付する。	・学年主任、学級担任中心に巡回指導し、実習のトラブル等があった場合は迅速に対応する。 ・一般事業所で実習を行う生徒は、「インターンシップ賠償責任保険」に加入する。
7月10日(水)	☆第Ⅰ期実習報告会(高等部)	午前中 体育館	・校外実習、校内実習の様子についてスライドや動画を用いて発表する。	・就労班、就労移行班、福祉作業班と、生活介護班に分かれて実施する。
夏季職員研修期間	☆進路に関する研修 ・福祉事業所見学	【関係機関】 ・福祉事業所、パステルグループ、国立リハビリテーションセンター等	・福祉事業所等の現状を知り、各学部・学年における進路支援に役立てる。 ・進路情報 BOOK を活用し、障害福祉サービスの種類や手続きの仕方、一般事業所における障害者雇用について、理解を深める。	・高等部の校外実習や卒業生が多く利用している福祉事業所、職員の希望する福祉事業所と見学先、体験先を調整し、決定する。
7月22日(月)～ 8月2日(金)	☆夏の福祉相談・説明会 (卒業予定者の市町福祉担当課との移行支援相談)	【関係機関】 ・各居住地の障害福祉の担当課 【近隣の特別支援学校】 ・伊奈特別支援学校 ・境特別支援学校 ・結城特別支援学校	・卒業後、地域生活に根ざしたよりよい生活を送るために、相談支援機関の活用法や各種の手当、障害基礎年金申請に係る諸手続等について説明を聞き、確認する。また、必要に応じて、個別に窓口に向い、手続きなどの確認をする。 ・地域の福祉課によっては、実施する形式が変わる。近隣の特別支援学校(伊奈、境、結城)と合同の場合や、本校で参加人数が複数いる地域は「説明会型」で実施する。参加人数が一人の場合は、窓口にて「福祉相談型」で実施する。	・基本的には、高3生徒、保護者を対象とする。また、高3生徒以外に参加を希望する高等部の生徒がいた場合には、学年、学部で参加を検討する。(生徒、保護者、障がい福祉担当課、学級担任) ・地域の福祉課から当該生徒の個人情報の提供を求められるので、保護者の合意をとり、必要な情報を提供する。
9月中旬～10月中旬	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) 校外実習事前相談 (高等部1、2、3年)	【校外実習受け入れ先】 ・福祉事業所 一般事業所	・本人及び保護者、学級担任が実習先に出向いて、受入れ担当者と実施する。 ・実施方法としては、個別の教育支援計画を活用し、実習生の実態と支援方法等を双方で確認する。また、活動内容や実習時間及び緊急連絡先等の詳細を確認する。	・「実習事前相談票」を活用し、実施する。 ☆Ⅰ期の実習先と同じ場合は、福祉事業所と確認し、必要に応じて省略する。
10月21日(月)～ 11月1日(金) 土日祝除く10日間	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) ・スカイG・生活G・職業G	【校外実習】 ・福祉事業所 一般事業所 【校内実習(実習班)】 ・就労班、就労移行班、福祉作業班 生活作業班、生活介護班	・進路想定先および進路希望先にての体験実習 ・実習最終日もしくは後日、保護者同席で反省会を実施する。 ・事前学習(2時間×3)事後学習(2時間×3)	・学年主任、学級担任中心に巡回指導し、実習のトラブル等があった場合は、迅速に対応する。 ☆高3の生徒で、Ⅰ期の実習で進路先から受入の許可があった場合には、調整し、速やかに移行支援相談を実施する。
10月21日(月)～ 25日(金)5日間	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) ・教科G(就労コース)			
11月20日(水)	☆第Ⅱ期実習報告会(高等部)	午前中 体育館	・校外実習、校内実習の様子についてスライドや動画を用いて発表する。	・就労班、就労移行班、福祉作業班と生活介護班に分かれて実施する。
11月18日(月)～ 11月22日(金)	☆進路を考える週間(中学部)	校内実習 職場体験学習	・各グループの生徒の実態に応じた活動内容を設定する。 ・高等部の第Ⅱ期進路体験実習の見学(事後学習)、実習報告会への参加。	・中、高等部の系統性を踏まえ、中学部生段階にとって必要な進路支援、活動内容について検討し、計画をする。
2月 個別面談時 (高等部)	☆次年度、進路体験実習(校外実習)の実習先希望調査票	本校教室	☆高等部1、2年生に「次の進路体験実習(校外実習)の実習先の希望調査票」を配付し、希望を取りまとめる。	☆初めて利用する福祉事業所での実習を希望している場合には、実習希望先に保護者が連絡をし、保護者、生徒で訪問する。その際、生徒実態の説明には、「個別の教育支援計画」等を活用する。
1月27日(月)～ 2月21日(金)	☆本校高等部卒業予定者の移行支援相談(高等部3年)	移行支援先 相談支援専門員 障害者就業・生活支援センター職員	・卒業後の移行支援先の担当者と、個別の教育支援計画等を活用し、生徒の情報の引き継ぎを行う。	・高3生徒を対象とする。(担任、相談支援専門員または、障害者就業・生活支援センター職員同席)